



理由について十分な説明が得られなかったことから、本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 審査請求人は、未申告をしてしまった自分たちも悪いが生活状態を考えると本件処分は不当である旨主張する。

しかしながら、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときには、届出が必要とされているところ、審査請求人は、収入申告漏れがあったことにより本件費用徴収決定処分を受け、世帯の収入等生計の状況について変動があったときはすみやかに処分庁へ届出する旨の本件指導指示を受けていた経過があるにも関わらず、再度、平成〇〇年〇月以降の年金受給について未申告であったことが認められる。また、処分庁の本件指導指示の内容は実現が困難又は不可能な合理性を欠く内容であるとはいえず、審査請求人から本件指導指示に従うことができないことについての合理的な説明もない。

以上から、審査請求人は、本件指導指示を受けていたにもかかわらず、収入申告を正しく行わず、法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について、処分庁が以後改めるよう指導指示したにもかかわらずこれに従わなかったものであり、処分庁が本件処分をしたことについては、違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

- (3) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年2月15日	諮問の受付
平成30年2月20日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：3月8日 口頭意見陳述申立期限：3月8日
平成30年3月2日	第1回審議
平成30年3月23日	第2回審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 法令等の規定

本件処分に関する法令等の規定は下記のとおりである。

- (1) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

(2) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定している。

(3) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。

(4) 法第62条第1項は、被保護者は、保護の実施機関が、「第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、同条第3項は、保護の実施機関は、被保護者が、その「義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と規定している。

なお、この場合には、同条第4項により、保護の実施機関は、「保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。」と規定している。

(5) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第11の2の(4)では、「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと。」と定めている。

(6) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第11の1は「被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準」を次のとおり示している。

被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行うに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行うこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によること。

1 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこと。

2 1によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保

護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。(後略)

3 2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。

(1) (略)

(2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(3) 保護の停止を行うことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(審理員意見書、事件記録等)等によれば、以下の事実が認められる。

(1) 平成〇〇年〇月〇日付で、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。

(2) 平成〇〇年〇〇月〇日、処分庁は妻と面談した際、未申告の収入があることを確認したため、口頭による指導・指示を行った。

(3) 平成〇〇年〇月〇日、課税調査により、処分庁は、妻に未申告の収入がある可能性があることを確認した。

(4) 平成〇〇年〇月〇〇日、妻から処分庁に未提出の給与明細書(平成〇〇年〇〇月分、総支給額：〇〇〇〇〇〇円)の提示があった。

(5) 平成〇〇年〇月〇〇日、処分庁はケース診断会議を開催し、課税調査で判明した妻の未申告収入について法第78条に基づき費用徴収すること及び口頭では指導の目的を達せられなかったと認められるため文書による指導指示を行うことを決定した。

(6) 平成〇〇年〇月〇日、処分庁は、〇〇〇〇所内において、本件指導指示及び本件費用徴収決定処分に係る書面を審査請求人及び妻に交付した。

(7) 平成〇〇年〇月〇日、法第29条調査の回答により、審査請求人名義の口座に障害年金と思われる入金を確認した。なお、当該入金の収入申告はなかった。

(8) 平成〇〇年〇月〇日、処分庁は審査請求人宅を訪問し、収入申告義務については文書指導しており、指導指示に違反するとして所定の手続を経て保護の変更や停止・廃止となる可能性について説明した。

(9) 平成〇〇年〇月〇〇日、処分庁は審査請求人宅を訪問した。遡及受給した障害年金は、家族旅行や自転車の購入等に全額消費したということだった。

(10) 平成〇〇年〇月〇〇日、処分庁はケース診断会議を開催し、文書によ



以上のとおり、本件処分については、上記1の法令等の定めに従い適法に行われたものであることが認められ、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）野一色直人

委員 福田 公教

委員 松村 信夫